

↓（令和7年度の会長になられる方が回答してください。）

◎自治会長情報の外部提供時における、市役所からの事前連絡について

個人情報の取り扱いについて、目的外利用等による情報提供依頼があった際、自治会・町内会長のご連絡先を公開する前に、市役所から自治会・町内会長へ電話で事前連絡を行っています。

しかし、自治会・町内会によっては、

- ・開発等が多い地域なので、市役所からの事前連絡は必要ない。
- ・会長が平日は留守にしている場合が多いので、市役所からの電話は取れない。
- ・自治会・町内会にとって必要な内容なので、事前連絡を省略してよい。

等の理由で、了承をいただいた届出に基づいて、市役所からの事前連絡なしで、引っ越してきた市民や開発業者へ連絡先をお伝えしている自治会・町内会もあります。

つきましては、

- (1) 自治会への加入申し込みなど自治会活動に関する問い合わせに対して提供する場合
 - (2) 開発行為に伴う事前協議など市の行政指導等や、不動産売買の際、業者がごみ集積所の相談や自治会費を確認するため、開発業者等へ提供する場合
 - (3) 道路工事等に伴う工事の周知をするため、業者へ提供する場合
- については、市役所からの事前連絡を省略しても構わないという方（令和7年度の自治会長）は、以下の□欄に✓をお願いします。

上記のような市民や業者からの問い合わせの場合、市役所からの事前連絡を省略して会長の連絡先を公開しても構いません。